

松江フォーゲルパークの管理に関する条例の一部を改正する条例

松江フォーゲルパークの管理に関する条例（平成 17 年松江市条例第 441 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(供用日及び供用時間)</p> <p>第 4 条 フォーゲルパークは、松江市都市公園条例第 9 条の規定に該当する場合その他特別の理由がない限り、年中これを公開し、利用に供するものとする。<u>ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、供用日を変更することができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>(市長による管理)</p> <p>第 13 条 略</p> <p>2 前項の規定により市長がフォーゲルパークの管理を行う場合にあつては、<u>第 4 条</u> 中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、第 5 条から第 7 条まで、第 9 条第 1 項及び第 11 条第 2 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 9 条の見出し、同条第 1 項及び第 3 項、第 10 条の見出し、同条第 1 項、第 11 条(見出しを含む。)、第 12 条(見出しを含む。)並びに別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第 9 条第 3 項中「指</p>	<p>(供用日及び供用時間)</p> <p>第 4 条 フォーゲルパークは、松江市都市公園条例第 9 条の規定に該当する場合その他特別の理由がない限り、年中これを公開し、利用に供するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(市長による管理)</p> <p>第 13 条 略</p> <p>2 前項の規定により市長がフォーゲルパークの管理を行う場合にあつては、<u>第 4 条第 2 項</u>中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、第 5 条から第 7 条まで、第 9 条第 1 項及び第 11 条第 2 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 9 条の見出し、同条第 1 項及び第 3 項、第 10 条の見出し、同条第 1 項、第 11 条(見出しを含む。)、第 12 条(見出しを含む。)並びに別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第 9 条第 3 項中「指</p>

定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第 10 条第 2 項中「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第 11 条第 1 項中「指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、公益上必要があると認めるときは」と読み替えてこれらの規定を適用する。

定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第 10 条第 2 項中「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第 11 条第 1 項中「指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、公益上必要があると認めるときは」と読み替えてこれらの規定を適用する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。